

平成31年4月13日

東京都千代田区鍛冶町2丁目
債権回収株式会社 債権執行課

訴訟最終通告

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、貴殿に対する損害賠償訴訟及びそれに伴う財産差し押さえの強制執行の開始にあたり、訴訟取り下げの最終通告となります。

本書をもってしても解決に至らない場合は、誠に遺憾ではありますが、同封の別紙へ記載の通り法的措置を執行致しますのでご理解頂けますようお願い申し上げます。

敬具

【訴訟取り下げ最終期日】

本書受取後2日以内

特定消費料金 | 訴訟最終通告



訴訟管理番号 (か) [REDACTED]

この度、貴殿が会員登録されております有料情報サイト運営事業者（以下、原告）より、債権回収の代理人申請を請けました、[REDACTED]債権回収株式会社（以下、弊社）と申します。

貴殿が原告へ支払うべき費用である消費料金の長期未払いにより、本日現在、ご延滞金等を含む損害金が発生しております。また、原告の業務に支障を来たしている状況となりますのでこれ以上貴殿がご対応を頂けない場合は、損害賠償訴訟及びそれに伴う財産差し押さえの強制執行を開始致します。

記

原告 株式会社 [REDACTED]

サイト概要 資産運用、副収入、お小遣い稼ぎ、現金受取プロジェクト

以上

本件に関して貴殿に瑕疵が無いと証明できる正当な理由がある場合は、弊社より原告へ事情説明を行い、損害賠償訴訟の取り下げ及び財産差し押さえの強制執行停止の手続きを行います。

【訴訟取り下げお問い合わせ窓口】

[REDACTED]債権回収株式会社 債権執行課

対応部署：民事紛争管理2課

訴訟管理番号：(か) [REDACTED]

受付電話番号：03-6371-[REDACTED]

受付時間：(平日) 10:00~19:00 / (土日祝日) 10:00~17:00

尚、本書に対する回答が無い場合は、原告の訴訟提起に従い管轄裁判所にて公判が開始されます。公判日程は裁判所より貴殿の現住所または本籍地または勤務地宛へ、書留郵便が送付されます。※裁判を欠席されますと原告の主張通りの判決が下され、執行官立会いのもと、給与、財産（動産・不動産・有価証券）の差し押さえを含めた強制執行となります。

近年、パソコン・スマートフォン・携帯電話等の電子通信機器の急速な発展により、誤操作トラブル、未成年者の決済トラブル、契約者以外への貸与トラブル、契約トラブルが頻発しております。利用者様の知識不足がトラブルの原因となるケースが相次いでおりますので、インターネット等を利用される場合は内容を十分に理解した上でご利用下さい。